



消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	岡山県	所在地	〒708-1392		
市町村名	奈義町		岡山県勝田郡奈義町豊沢306番地1		
消防団事務所管	奈義町総務課	電話番号(直通)	0868-36-4111	FAX	0868-36-4009
消防団名	奈義町消防団	メールアドレス	soumu@town.nagi.lg.jp		

組織	分団数	3	分団	ホームページURL	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/kurashi/bousai/shoubou/shoubou/nagi_shoubou.html																	
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント																		
	方面隊数	0	隊																			
	部数	21	部																			
	班数	0	班																			
団員数	条例定数	370	人	<p>【組織概要図】</p>																		
	実員数	332	人																			
	男性団員数	332	人																			
	女性団員数	0	人																			
	基本団員数	332	人																			
	大規模災害団員数	0	人																			
	その他の機能別団員数	0	人																			
	職業構成別団員数	国家公務員	6			人																
地方公務員		27	人																			
都道府県職員		6	人																			
市区町村等職員		21	人																			
特殊法人等公務員に準ずる職員		11	人																			
農協職員		5	人																			
日本郵政グループ		5	人																			
その他	283	人																				
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	3	台																			
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台																			
	小型動力ポンプ付積載車	16	台																			
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	1	台																			
	手引き動力ポンプ	0	台																			
消防団活動事例・PR等	<p>報酬</p> <table border="1"> <tr> <td>報酬額(階級: 団員)</td> <td>年額</td> <td>15,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 交付税単価(階級: 団員)</td> <td>年額</td> <td>36,500</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>出勤手当</p> <table border="1"> <tr> <td>火災</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>風水害等の災害</td> <td>800</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 交付税単価</td> <td>7,000</td> <td>円/回</td> </tr> </table>					報酬額(階級: 団員)	年額	15,500	円	(参考) 交付税単価(階級: 団員)	年額	36,500	円	火災	0	円	風水害等の災害	800	円	(参考) 交付税単価	7,000	円/回
						報酬額(階級: 団員)	年額	15,500	円													
						(参考) 交付税単価(階級: 団員)	年額	36,500	円													
						火災	0	円														
						風水害等の災害	800	円														
						(参考) 交付税単価	7,000	円/回														
						報酬額(階級: 団員)	年額	15,500	円													
						(参考) 交付税単価(階級: 団員)	年額	36,500	円													
						火災	0	円														
						風水害等の災害	800	円														
(参考) 交付税単価	7,000	円/回																				

※1: 「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 出勤手当について、出勤1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出勤区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出勤1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出勤に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。